

「後期高齢者医療制度」説明会 市内各公民館で2月21日から開催

左記の日程で公民館単位での「後期高齢者医療制度」の説明会を開催いたします。市内の75歳以上の全ての人が加入者となる医療制度の改正です。この制度を十分に知るための大切な説明会ですので、ぜひご参加ください。

日 時		場 所	
2月21日(木)	午前10時 午後2時	小松島公民館 南小松島公民館	
2月22日(金)	午後2時 午前10時	千代公民館(泰地総合センター) 児安公民館	
2月25日(月)	午後2時	芝田公民館(老人いこいの家)	
日 時		場 所	
2月26日(火)	午前10時 午後2時	櫛淵公民館 立江公民館	
2月27日(水)	午前10時 午後2時	新開公民館 (コミュニティセンター新開会館)	
2月28日(木)	午前10時	坂野公民館 和田島公民館	

お問い合わせは、市健康増進課老人保健係(市役所1階☎32・2113)まで。

市税の全期前納報奨金制度を廃止 平成20年度分市県民税・固定資産税から

小松島市では平成20年度から市県民税(普通徴収)、固定資産税の全期前納報奨金制度を廃止いたします。なお今後の全期前納は、これまで同様、納付書または口座振替により一括納付が可能です。また口座振替をご利用の方で『全期前納(一括納付)』から『期別』への変更をご希望される方は、小松島市指定の金融機関で受け付けていますのでお申し出ください。この制度の改正に市民皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

詳しくは、市税務課納税係(市役所1階☎32・3928)まで

市営住宅の入居者募集(和田島団地)

【入居の要件】

- 現に住宅に困窮している方。
- ※不自然に世帯分離した方や同居親族がない方は、申込できません。
- 持ち家のない方。
- 世帯員全員の方の年間所得金額を合算し、諸控除額を減じ12ヵ月で割った額が20万円を超えない方。
- 現在、市営および県営住宅に住まわれていない方。
- ※市営住宅から世帯分離する方は応募できません。

○現に同居し、または同居しようとする親族があること。

※ただし、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者については、同居親族がなくても2室以下の部屋に限って、単身で入居することが出来ます。(詳しくは、入居要領に記載)

【募集団地および募集戸数】 和田島団地(和田島町字明神東6番地の1) 1戸

【構造および間取り】 耐火2階建 2DK(和室6畳、洋室6畳、DK、水洗トイレ、浴室付)

【申込先】 所定の用紙を市住宅課まで取りに来てください。お申し込みは、市住宅課管理係(市役所2階)まで。

【申込受付期間】 2月18日(月)、19日(火)の午前8時30分から午後5時まで

【申込に必要な書類】

- 市営住宅入居申込書(市が指定する用紙)
- 収入を証明する書類(家族全員の方の書類が必要)
- 給与所得者「前年度源泉徴収票および市が発行する前年度の所得証明のいずれか。
- ▼事業所得者「市が発行する前年度の所得証明。
- ▼年金受給者「年金振込通知書、前年中の公的年金等の源泉徴収票または市が発行する前年度の所得証明のいずれか。
- 【選考方法】 希望者が多い場合は、公開抽選により決定いたします。抽選日は2月28日(木)午前9時から市役所4階小会議室で行います。

【家賃と敷金】 家賃は、入居者の所得により決定されます。敷金は、家賃の3ヵ月分が必要です。

お問い合わせは、市住宅課管理係(市役所2階☎32・2120)まで。